

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 病院で徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成22年厚生労働省告示第69号)により、歯科診療以外の診療にあつては同告示別表第1医科診療報酬点数表及び歯科診療にあつては同告示別表第2歯科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額(消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に100分の105を乗じて得た額)とする。</p> <p>ア } ㄱ } (略) エ }</p> <p>オ 先進医療料</p> <p><u>インプラント義歯(支持連結装置1組・上部構造材料1歯を含む。)</u> 1顎あたり 414,500円</p> <p><u>ただし、支持連結装置・上部構造材料は、使用数に応じて次の額を加算するものとする。</u></p> <p><u>支持連結装置1組(1歯根)につき 89,600円</u></p> <p><u>上部構造材料1歯につき 64,100円</u></p> <p><u>顎顔面補綴(腫瘍手術、外傷及び炎症その他の原因により顔面領域に生じた広範囲の実質欠損に係るものに限る。)</u></p> <p><u>1級 手術を伴う治療 591,000円</u></p> <p><u>2級 補綴治療(16回) 183,000円</u></p> <p>セメント固定人工股関節再置換術におけるコンピューター支援フルオロナビゲーションを用いたセメント除去術(人工股関節のたるみに係るものに限る。)</p> <p>1回につき 118,000円</p> <p><u>超音波骨折治療法(四肢の骨折(治療のために手術中に行われるものを除く)のうち、観血的手術を実施したもの(開放骨折又は粉碎骨折に係るものを除く)に係るものに限る。)</u></p> <p><u>1連につき 132,800円</u></p> <p><u>先天性難聴の遺伝子診断(他の保険医療機関に対して検体の採取以外の業務を委託するもの)</u></p> <p><u>1回につき 86,000円</u></p> <p>生体内吸収性高分子担体を用いた塩基性線維芽細胞増殖因子による血管新生療法 慢性閉塞性動脈硬化症又はバージャー病(いずれも従来の</p>	<p>第2条 病院で徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成24年厚生労働省告示第76号)により、歯科診療以外の診療にあつては同告示別表第1医科診療報酬点数表及び歯科診療にあつては同告示別表第2歯科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額(消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に100分の105を乗じて得た額)とする。</p> <p>ア } ㄱ } (同 左) エ }</p> <p>オ 先進医療料</p> <p style="text-align: right;">} (同 左)</p> <p style="text-align: right;">} (同 左)</p>

治療法による治療が困難なものに限る。)

1回につき 114,600 円

脂肪萎縮症に対するレプチン補充療法 脂肪萎縮症

1回につき 18,500 円

ただし、自己注射導入トレーニングのための指導が必要な場合は、次の額を別途徴収するものとする。

1回につき 22,900 円

内視鏡的大腸粘膜下層剥離術

1回につき 213,000 円

術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法 原発性乳がん(エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る。)

1回につき 280 円

多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術

1眼につき 279,000 円

腹腔鏡下根治的膀胱全摘除術

1回につき 1,196,000 円

神経症状を呈する脳放射線壊死に対する核医学診断及びベバシズマブ静脈内投与療法 神経症状を呈する脳放射線壊死(脳腫瘍又は隣接する組織の腫瘍に対する放射線治療後のものに限る。)

脳放射線壊死に対する診断のためのPET検査 1回につき 75,000 円

ベバシズマブ静脈内投与

1～3回目

体重にかかわらず 1回につき 4,750 円

4～6回目

体重が41キログラム未満 1回につき 105,000 円

体重が41キログラム以上61キログラム未満 1回につき 155,000 円

体重が61キログラム以上81キログラム未満 1回につき 205,000 円

重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病に対する心停止ドナーからの膵島移植 重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病

1回につき 357,100 円

腹腔鏡下子宮体がん根治手術

1回につき 778,000 円

短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する脳死ドナーからの小腸移植

1回につき 1,751,000 円

(同 左)

(同 左)

(同 左)

カ }
ク } (略)
コ }

サ 制限を超えて受けた診療

〈検査〉腫瘍マーカー

癌胎児性抗原 (CEA) 1回 1,207円

α-フェトプロテイン (AFP) 1回 1,207円

〈リハビリテーション〉

心大血管疾患リハビリテーション料 (I) 1単位
2,100円

脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) 1単位

イ ロ以外の場合 2,572円

ロ 廃用症候群の場合 2,467円

運動器リハビリテーション料 (I) 1単位
1,837円

運動器リハビリテーション料 (II) 1単位
1,732円

呼吸器リハビリテーション料 (I) 1単位
1,785円

シ }
ク } (略)
タ }

チ 内視鏡下手術用ロボット支援を含む入院料

前立腺がん

1回につき 1,450,000円

直腸がん

1回につき 1,850,000円

(中 略)

カ }
ク } (同 左)
コ }

サ 制限を超えて受けた診療

〈検査〉腫瘍マーカー

癌胎児性抗原 (CEA) 1回 1,186円

α-フェトプロテイン (AFP) 1回 1,186円

〈リハビリテーション〉

心大血管疾患リハビリテーション料 (I) 1単位
2,100円

脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) 1単位

イ ロ以外の場合 2,572円

ロ 廃用症候群の場合 2,467円

運動器リハビリテーション料 (I) 1単位
1,837円

運動器リハビリテーション料 (II) 1単位
1,732円

呼吸器リハビリテーション料 (I) 1単位
1,785円

ただし、当該患者が要介護被保険者等である場合には、下記の料金とする。

脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) 1単位

イ ロ以外の場合 2,320円

ロ 廃用症候群の場合 2,226円

運動器リハビリテーション料 (I) 1単位
1,659円

運動器リハビリテーション料 (II) 1単位
1,564円

シ }
ク } (同 左)
タ }

チ 内視鏡下手術用ロボット支援を含む入院料

直腸がん

1回につき 1,910,000円

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表 保険給付外の診療にかかる諸料金

第1表 医科諸料金

区分	金額(円)
(1) 妊婦検診	4,500
(中 略)	
(10) 200 床以上の病院における再診の保険外併用療養費(1 回につき)	735
(11) 180 日を超える入院に関する保険外併用療養費(1 日につき)	2,446
(12) 胎児超音波外来(1 回につき)	6,000

第2表 歯科諸料金

1 (略)

2 差額徴収の対象となる料金

区分	差額徴収額
[保存料、補綴料、小児歯科領域]	
1 <u>鑄造歯冠修復料</u> 白金加金又は金合金前歯	使用材料の購入価格から健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第2 歯科診療報酬点数表の第2 章第12 部第2 節に定める使用材料料の点数に10 円を乗じて得た額を控除した額に100 分の105 を乗じて得た額
2 歯冠継続歯科 白金加金又は金合金前歯	使用材料の購入価格から健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表

別表 保険給付外の診療にかかる諸料金

第1表 医科諸料金

区分	金額(円)
(1) 妊婦検診	4,500
(10) 200 床以上の病院における再診の保険外併用療養費(1 回につき)	
<u>1 つ目の診療科の再診の場合</u>	735
<u>同一日に他の傷病について、別の診療科を再診として受診した場合(2 つ目の診療科の再診に限る。)</u>	357
(11) 180 日を超える入院に関する保険外併用療養費	
<u>特定機能病院入院基本料の場合(1 日につき)</u>	2,467
<u>特定入院基本料の場合(1 日につき)</u>	1,480
(12) 胎児超音波外来(1 回につき)	6,000

第2表 歯科諸料金

1 (同 左)

2 差額徴収の対象となる料金

区分	差額徴収額
[保存料、補綴料、小児歯科領域]	
1 <u>金属歯冠修復料</u> 白金加金又は金合金前歯	使用材料の購入価格から健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法別表第2 歯科診療報酬点数表の第2 章第12 部第3 節に定める使用材料料の点数に10 円を乗じて得た額を控除した額に100 分の105 を乗じて得た額
2 歯冠継続歯科 白金加金又は金合金前歯	使用材料の購入価格から健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づ

	<p>第2 歯科診療報酬点数表 の第2 章第12 部第2 節 に定める使用材料料の 点数に10 円を乗じて得 た額を控除した額に100 分の105 を乗じて得た額</p>		<p>く診療報酬の算定方法 別表第2 歯科診療報酬点 数表の第2 章第12 部第3 節に定める使用材料料 の点数に10 円を乗じて 得た額を控除した額に 100 分の105 を乗じて得 た額</p>
<p>3 } < } (略) 4 }</p>		<p>3 } < } (同 左) 4 }</p>	